

平成 2 6 年 第 7 回

おおい町農業委員会議事録
(縦覧用)

おおい町農業委員会
(平成 2 6 年 7 月 3 0 日)

召集年月日 平成26年7月30日(水)

召集の場所 おおい町里山文化交流センター

開会 平成26年7月30日 午後3時40分

閉会 平成26年7月30日 午後5時00分

出席委員

1番	山本 修	3番	小原好一	4番	西 忠彦(会長)
5番	中川啓二	8番	中嶋義男	9番	小川宗一
10番	渡辺俊策	11番	東 茂正	12番	木村正行
14番	石橋高志	16番	猿橋 巧	17番	小間美也子
18番	吉岡靖夫	19番	藤原義隆		
21番	田中 廣(職務代理)	22番	大下利男		

欠席委員(6名)

2番	松宮利廣	6番	福井明美	7番	寺本清二
13番	山下大三郎	15番	栗谷善一	20番	小畑信幸

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 奥 治房 書記 竹浦千鶴

提出議案

報告第7号 農地の転用事実に関する照会書について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成26年 第7回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、欠席者でございますが、

2番松宮委員、6番福井委員、7番寺本委員、13番山下委員、15番栗谷委員、20番小畑委員の6名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております報告1件を予定しており、議事終了後、懸案となっております「農地変換届の取り扱いについて」の全体会議を予定しております。また、会議終了後には、農業委員と町長との意見交換会を別会場で予定しておりますので併せてお願い申し上げます。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきます。

会長

本日は、平成26年 第7回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

北陸地方にも梅雨明けが宣言されましたが、今年の梅雨の降水量は恐ろしく少ないことから、秋のみのに影響が出ないことを望んでおります。また、7月20日に舞鶴若狭自動車道が全線開通し、賑わいの夏になることが期待されるのですが、昨今のガソリンの値上がりは目を見張るものがあり、農家の経営を圧迫しないか心配するところでもあります。

私事ですが、この先に、この委員会でも審議しました〇〇さんの〇〇〇〇〇〇が完成間近ですので、近くを通られましたらご覧ください。

また、畔刈りなどの作業をしなければいけません、熱中症には気を付けて作業をしていただきたいと思います。

それでは、本日上程の報告1件と農地変換届の取り扱いに関する全体会議を含め、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、16名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります
が、恒例により、わたしのほうから指名させていただいて
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、22番 大下委員さんと1番 山本委員
さんを指名いたします。

議長 日程2 報告第7号 農地の転用事実に関する照会書
についてを議題とします。この案件は、福井地方法務局
小浜支局登記官から意見を求められたものであります。
それでは、報告の内容について事務局から説明致します。

次長(奥) はい、議長
(事務局、議案資料説明)

議長 事務局からの説明と報告がありましたが、何かご意
見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 違反転用への罰則、本人への指導は。

次長(奥) 農地法51条により県に通報し、現状回復命令が発せ
られ、その期限までに原状回復等措置を講じなければな
りません。本人が出来なければ県が代執行しその経費を
負担しなければなりません。違反転用者には三年以下の
懲役又は三百万円以下の罰金に処することができます。
これが法人ですと一億円となります。違反転用の兆候が
ありましたら、農業委員の立場として指導いただきたい
い。

議長 他にございませんか。
それでは、これをもちまして上程いたしました全ての
日程を終了いたします。
引き続きまして、農地変換届の取り扱いについて、を
議題とします。

議長 事務局から内容について説明いたします。

次長(奥) はい、議長
(事務局、資料説明)

議 長 本案につきましては、自由討議とさせていただきますので活発な議論を期待します。

渡辺委員 ○○地域の○○地区の○○から○○の当たりの畑地転換は、駐車場や土建業者の残土処分地となっている。

小原委員 農地変換の面積要件はあるのか。

山本委員 減反政策で作れず荒れている所に対しての、委員会としての指導の権限は。
作付けに不便な所を、他の目的で使用させる方向は無理か。

中嶋委員 元の原因は、○○○○○○○○○○が原因だと思う。○○に指導しては。

田中委員 違反の所には、現況復旧命令を出しては。

渡辺委員 違反転用の所の指導はどうするのか。

山本委員・田中委員 委員会として指導をした形を残さなければ。

渡辺委員 付近住民から指摘があった場合、何と返答すればよいか。

局 長 現在の届出制度がゆるい。

猿橋委員 現状や周囲を見て、自分もやりたいという意見が出ていることから、今の現状でストップをかけないといけない。○○と○○に対して指導を出し止めるべき。

議 長 いろいろご意見いただきましたが、議論を終結します。結論をまとめます。○○方式を参考に、おおい方式を作ることとし、農地委員会で検討していただき、委員会に提案することとしてよろしいか。

(異議なし)

議 長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

(事務局報告)

議 長 それではこれで、平成26年第7回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。